「第三四六回議会」平成二十六年三月七日　予算特別委員会統括質疑

【質問要旨】
・海岸防潮堤　・津波対策ガイドラインについて　・フラップゲートについて
・県道、柏崎半島線について　・広域防災拠点整備について

（一般質問）畠山和純

自民党・県民会議少数派を代表いたしまして、総括質疑を行います。

先日の一般質問の相沢議員の一般質問、再質問におきまして、堤防の高さについての知事の答弁がありました。大雪など悪天候などで情報が入らず逃げおくれた人たちを助けるためにも、高さを変えることはできないと答弁をされました。これに間違いありませんね。

（答弁）村井嘉浩知事

基本的にそういうことを言いました。

（再質問）畠山和純

これまでもこうした答弁は再々繰り返し答弁されております。命を救いたい、二度とあの災害を繰り返さないということは同じ思いなのに、知事の答弁を聞いていて、そうだなとは思えません。何でここまで意見が違うのか、私は釈然としないわけであります。なぜだろうとずっと思っていました。多分、津波に対する考え、見解の相違だろうと思いますが、きょう改めてそういった考えの違い等も質疑をしてまいりたいと思います。津波警報が出たときに、逃げることができない、逃げおくれた人がいることを想定しての答弁と思いますが、いかがでしょうか。

（答弁）村井嘉浩知事

逃げおくれる、逃げおくれた人、また、逃げることができなかった人ということも当然想定の中に入れて、で

きるだけ被害を最小限にするということでございます。

（再質問）畠山和純

この逃げおくれた人たちは、知事の想定であれば建設予定の堤防はL1であれば大丈夫だと、この人たちを救えるんだということでありますけれども、このときにL2クラスの津波が来た場合、この人たちはどういうことになりますか。

（答弁）村井嘉浩知事

L2津波の場合は、もう当然、今回想定しております、つくろうとしております防潮堤をすべて越えてくるということなりますので、全く、想定、我々がL1で考えていたよりも大きな被害が出ることは間違いないということでございます。

（再質問）畠山和純

要するに、L2の津波が来れば、この人たちは犠牲になるわけであります。その犠牲になるということを想定しての答弁だろうかと思います。国は、何度も繰り返された甚大な津波被害を反省しまして、災害防止法や津波対策の法律を改正し成立させました。さまざまな法律の見直しがされまして、L2クラスの津波であっても何としても犠牲者を出さないための津波対策として、多重防御の考え方として、ソフト、ハードの対策が示されてまいりました。私ももちろんこの考え方には異論がありません。

去る一月、こうした国の方針に沿って、宮城県津波対策連絡協議会による宮城県津波対策ガイドラインが発表されました。このガイドラインによれば、対象市町村は、県が策定した津波浸水想定区域図によって、県の指導によって、住民の被害を減少させ、命を守るために、避難計画の策定をしなければなりません。ガイドラインによれば、津波浸水区域にいる住民は、悪天候であっても、夜間であっても、入浴中であっても、避難できるような実効性のある計画を作成することを求めていますけれども、これに間違いありませんね。

（答弁）総務部長（上仮屋尚）

議員御指摘の津波対策ガイドライン、県として、市町村が避難計画をつくるための指針として策定をしたところでございます。これで市町村が策定をし、住民がどこに逃げるか、あるいはどのようなルートで逃げるかというのを明確にすると、それを住民に徹底して御理解をいただいて、津波てんでんこを実際にできるようにという目的でございます。

（再質問）畠山和純

それに従って、情報提供にそごがないように、住民への伝達方法もきめ細かく定められております。これは、この項、津波情報等の伝達、市町は津波警報等の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害法第五十六条に基づき防災地域計画の定めるところにより住民等に対して伝達しなければなりません。知事がこの前答弁されましたのは、情報が受けられなかった住民を想定しているわけであります。しかし、この法律とこのガイドラインによれば、津波情報の伝達は必ずなくていけないことになっております。そのことを担保する避難計画の作成を県が指導しなくてはいけないわけであります。結果として取り残された人がいることがあったとしても、避難計画をつくる場合には、そういうことは想定されないと思いますけれども、いかがですか。

（答弁）総務部長（上仮屋尚）

ただいま議員から、通信手段がしっかりしていて避難がしっかりなされれば、それで十分ではないかという御質問でございました。ただ、当然通信手段は充実を今図っておりますけれども、それでも必ず、それが大災害のときにワークするかどうかというのは、一〇〇％の保証などはないわけでございます。ですので、多重に、避難もする、情報も充実する、いろんな手段、ハード、ソフトを備えていくことが、生命、財産を守ることにつながるものと考えております。

（再質問）畠山和純

今、部長は、伝達方法が定まれば十分では。私は決して十分だと思っておりません。結果としてそういう場合もあり得るということがわかっております。だけれども、避難計画を策定するときは、一〇〇％そういうことがあっていけないということを指導しなくてはいけないんじゃないですか。被災市町村に、犠牲、取り残される情

報が伝達しなくてもいいですよと、万が一そういう場合があってもいいですよと、だけど、この法律では万全を期しなさいということを市町村に指導することは、県が指導することはそういうことじゃないんですか。

（答弁）村井嘉浩知事

当然、そういう指導をするということです。それはソフトでの対応と、もちろん通信手段等もありますけれども、基本的にはソフトの対応、万全を期します。しかし、なお、ハードでの万全も期さなきゃいけないということでございます。

（再質問）畠山和純

だから、知事、情報伝達がなかったということはあり得ないんですよ。結果としてあるかもわかりません。だけど、この避難計画を策定する段階では、そういうことは想定してはいけないんです。必ず伝わるような、ここにいろんな方法が書いてありますよ。情報手段の方法としてきめ細かく書いてあります。避難計画つくったときには、全部チェックをしなさいということも、全部チェック項目が全部出てる。間違いありませんね。

それで、知事は寝たきりの人も助けたい、高齢者の人も助けたい、そのためにこの高さが必要なんだという話をされてますけれども、要支援者についても実はこのガイドラインの中で、要支援者を避難させなくてはいけないということになっております。これは国がそういう方法をとりまして、例えば、情報伝達面では、視覚の障害のある方、外国人でありますとか、それから行動面であれば、やはり、障害のある方とか、高齢の方である方とか、こういう人たちもみんな避難しなくてはいけないことになっております。その避難をできるような計画を県は指導してつくらなくていけないことになっております。取り残される人はいてはいけないんですよ。私は、知事の答弁は、犠牲者が発生が想定される避難計画はあり得ないと私は考えております。知事の想定はカイドラインの趣旨とは異なっていると思いますけれども、いかがでしょうか。

（答弁）村井嘉浩知事

当然それは目指さなければいけません。そういう訓練もやらなければならないと思います。しかし、例えば助けに行く予定の人がその場に本当にいるかどうか、それはそのときの状況によって変わってくるということです。

別の言い方をすれば、この国から犯罪をなくさなければいけない。なくすようにしなければいけない。あらゆる手だてをしなけりゃいけない。そのとおりなんです。いろんな手を打っているんです。でも、犯罪はなくならない。交通事故もなくさなければいけない。でも、どうしてもなくならない。いろんな手だてでやっているけどなくならない。同じように、ありとあらゆることをやりますけれども、しかし、そういうソフトの対応だけでどうしても一〇〇％というのは、目指しますけれども、できないかもしれないんじゃないですかと。中にいる方で、耳の聞こえない方、目の見えない方、高齢者の方、寝たきりの方、そういった方のサポートをするようにしますけれども、どうしても手が届かないときがあるかもしれないということで、あわせてハードの整備もやっていくべきじゃないかと考えているということでございます。御理解をいただきたいと思います。

（再質問）畠山和純

理解できません。行政はあくまでも万全を期すべきであります。したがいまして、そういったことが想定されるような避難計画では、これは万全の計画ではないんです。結果的にそういう場合もあるかもしれません。それは当然間違いもあるかもしれません。だけど、最初の避難計画をつくるときからそういうことも想定しなさいということはあり得ないはずです。そうじゃありませんか。うなずいてないで、返事してください。

（答弁）村井嘉浩知事

当てていただかないと声を出せないもんですから。申しわけございません。

当然そうです。最善、ベストを目指して頑張ってまいります。ただ、繰り返し、これは、もう水かけ論になりますけれども、とはいえ、私としては、そういったソフトだけの対応で必ずしも一〇〇％できないというのは、やはり過去の経験則からわかっておりますので、ハードの整備も必要だと言ってるということです。

（再質問）畠山和純

国は、またこのガイドラインの定めるに当たって、堤防は、越流した場合は壊れることを前提としております。これは、津波対策の究極の対策は、逃げるということであります。これが何よりもまして一番重要なことだと思っております。それで、堤防に頼ってはいけないという住民の意識も、これはまた、知事も、今、歴史の教訓に

学ぶということありましたけれども、これは非常に大切なことだというふうに思っております。これは後で議論をしておりますけれども。知事が堤防は安全だ、これは守るためにどうしても高さを下げることはできない。これを言えば言うほど、住民の人はあっ、これは安全なんだと、安心なんだと、そういうふうに思ってしまうわけです。これは、避難、逃げなくてはいけないという、この避難計画の最大の目的からすると、これはちょっと危惧しなくちゃいけないことだろうなというふうに思っております。

本題に入っていきます。きょうは、鮪立漁港の要望が出てまいりました。これは、私も昨年、知事のいろんな考え方を聞いて、早急に結論を出したいと私も思いまして、そういう努力をしたいと思いましたけれども、何度あれしても九・九の提案しか出てまいりません。地域が非常に混乱しております。何とも収拾のつかないような状況になっておりまして、私が危惧したとおりのことであります。私も何とかまちづくり計画等々への影響も最小限に抑えたいということで、どうしても知事の考え方をもう少し柔軟に考えていただきたいということで、きょうの質疑をやってまいります。

今も話ありましたけれども、今ここで震度四の地震が発生して、津波警報が出ました。九・九メーターの堤防が鮪立にはできております。この内側には今のところ九軒の家が建つことになっております。警報が出た場合、この人たちは避難する必要があるか、ありませんか。

（答弁）村井嘉浩知事

必ず避難をしていただかなければなりません。

（再質問）畠山和純

その理由をお聞かせください。

（答弁）村井嘉浩知事

津波の規模はこれはわからないからであります。

（再質問）畠山和純

全員避難した後で、想定を超す津波が来ました。しかし、かねて定められていた手順に従って安全な避難場所にいた住民は全員助かりました。なぜ助かったのか。堤防が高かったから、助かったのでしょうか。いかがですか。

（答弁）村井嘉浩知事

やはり避難をされたということでございます。それがやはり一番大きな理由だったというふうに思います。

（再質問）畠山和純

当然、堤防の高さが住民の命を救ったわけではない。逃げたこと、避難したことから助かったのは明白であります。歴史の中で私たちが教訓として学んだのは、津波が来たら、まず逃げろ、津波てんでんこの考えです。残念ながら今回も大勢の犠牲者が出ましたが、この教訓を大事にして間一髪助かった方々も大勢います。海岸防潮堤などハード施設への依存は、かえって危険だという考えであります。田老町の防災担当者の方々も、住民意識の涵養、これが最も大切だということを話されておりました。テレビ画面でも、大きい津波が襲ってくるのに、まだ、まちの中にいる人たちが映っておりました。これはやはり日ごろの訓練、そうしたものが大事だということであります。この悲劇を繰り返してはならないというのが一般的な考え方であろうと思います。住民が津波警報のときにいかに素早く反応できるか、いかにして逃げ切るか、究極の津波対策であります。実効性を上げるためには、日ごろから住民の危機意識の涵養が大切でありますけれども、知事のL1と限定つきの安全性を盛んに強調しているということ、これは鮪立も、この区域は堤防が建設されて安全と、家が建つことになったわけであります。これは本来の津波対策からいくと、非常に整合性がとれない。そういう知事の表現であろうかと思いますけれども、どうでしょう。

（答弁）村井嘉浩知事

誤解をされては困るんですが、これは私が一存で決めたことではなくて、国の中央防災会議で決めて、農林水産省と国土交通省の課長通知で我々のところに来た、その基準に基づいてやっているということでありまして、岩手県から福島県まで基本的にはその考え方、もちろん宮城県オリジナルというものがあって、それを上乗せし

ている部分は間違いなくございますけれども、基本的に防潮堤の高さというものは、そうやって決めているということでございます。

（再質問）畠山和純

国の指針の中には、防潮堤の高さを変えてはいけないということはどこにも書いてありません。でも、知事は――どこにも書いてありません。部長、そうでしょう。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

手引等についてはそういうふうには記載されておりません。

（再質問）畠山和純

知事、これは宮城県の村井知事だけが言ってんですよ、間違いなく。岩手県は、住民説明のときに、堤防の高さごとの、漁港ごとの浸水マップを全部つけてあります。こういう堤防ができますというＣＧグラフも全部つけてあります。これでどうですかという説明をしております。そういうことは宮城県は一切ありません。県にその防災、浸水マップを持っていないんですよ。私が請求したら、それは気仙沼市から借ります。そういう状況で説明をやっている。今の知事の説明は説明になってません。国はそんな方針を立てておりません。そのことについてどう思いますか。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

先ほどから知事もお答えしてますが、基本的に、今回整備します防潮堤につきましては、数十年から百数十年に一回の確率の防潮堤ということになりますから、畠山委員がおっしゃっているように、仮に津波が越えた場合にどうかというのは、そのときの津波の推移によって状況は変わってくるんですが、少なくとも宮城県の場合は、三十七年に一回、確率的には五十年に一回は必ずそういう津波が来るということを踏まえながら、少なくともそういった津波に対しては、財産も、できれば人命は避難するんですけども、人命も守りたいということで整備を進めさしていただいているということをまず御理解いただければと思います。

（再質問）畠山和純

それでは伺います。

この堤防で、L1は安全です。だけど、L2はだめです、想定外が来るとですね。それで、そこの住民の皆さんが、さっき私が言いました、危機管理意識を持てるかどうかということですよ。これが大丈夫です、大丈夫ですという表現、それが伝わっていったら、歴史が教訓として残しているのは、津波が何回か来るんですよ、五十年、百年の間に。だけど、ほとんど影響のない津波なんです。一メーターとか三十センチとか。みんなが避難を繰り返すんです。だけれども、世代が変わっていって、その避難をだんだんみんなしなくなっていくんです。そして最後にはそこに住み続けてしまうんですよ。それが今回も大きな被害になったんです。ただ、その中にあって、知事は、この堤防は人命を守るために高さを変えられないんです、この高さがあれば大丈夫なんです、こういう言い方をずっとしているということは、こういう住民意識の涵養との整合性がとれないということを私は申し上げてんです。そうではありませんか。

（答弁）村井嘉浩知事

防潮堤は人命を守る、これは最優先ですけれども、あわせて、後ろにある、背後にある建物、道路、インフラ、こういったようなものを守るためにもあるということです。今回の津波で、大変な巨額な税金を使っております。それは、インフラをもとに戻し、また、失われた工場や建物をまたもとに戻すために使っているということであります。今回は、それで特別に防潮堤のつくるお金まで国が準備をしてくれて整備をさしていただいておりますが、これがいずれなくなってしまって、もうこの期間終わってしまって、これでつくらなかったということになったときにまた津波が来ましたら、後ろにある建物や工場がまた全部流されてしまうということです。そうなったときに、同じようにまた国に手当てをしていただけるかどうかの何の保証もございません。したがって、人命は当然最優先ですけども、あわせて背後にあるものもしっかり守らないといけないということです。

（再質問）畠山和純

知事、お願いします。質問に答えてください。住民意識の涵養にとってどうかということを話してるんですよ。それについてはどうですか。

（答弁）村井嘉浩知事

ですから、何度も言うように、それは当然伝えていかなければいけなくて、訓練をしてトレーニングをして、今回の事例を忘れないように残していって、まさに先ほど部長言ったように、津波てんでんこのような形で伝承していって、ソフトとハードとあわせて対応していくということであって、防潮堤ができたから、L1の防潮堤ができたから一切訓練しなくていいです、出ていかなくいいです……（「質問に答えてください」と呼ぶ者あり）答えてますよ。

（再質問）畠山和純

住民意識の涵養に対して、知事が安全だと言っていることはどうなんですかというのが質問なんですよ。堤防の必要性を聞いてんじゃないんですよ。

（答弁）村井嘉浩知事

安全なようにはつくりますけれども、一〇〇％当然安全ではありませんから、逃げることは逃げていただかないといけませんと、そう言ってます。

（再質問）畠山和純

私は、当然この避難計画の中で最も重要な住民が避難する意識、そういったものを著しく薄めていると、そういうふうに判断をしております。

質問を続けてまいります。

被災した沿岸の漁村集落、ここの、知事が常日ごろおっしゃっている創造的復興というのはどういうふうに考えますか。この地域は押しなべて過疎化が進んでおります。後継者が育っておりません。高齢者がたくさんおります。同じような条件を持っているわけであります。ここが大きな被害を受けました。どうやって復興していくかということが喫緊の課題であります。ここの創造的復興というものは、私は、産業の再生であったり、それから新たな観光産業を興したり、そういうことで交流人口をふやして、少しでもにぎわいを取り返すこと、そうだというふうに思っておりますけれども、知事はどうでしょうか。

（答弁）村井嘉浩知事

基本的に私もそのとおりだというふうに思っております。沿岸漁業の基盤であります漁村の集落は、漁港中心に生産、生活の場が広がっておりまして、養殖業や漁船漁業をなりわいの核として地域のコミュニティーが形成されてまいりました。漁村集落の復興は、単に震災前の姿に戻すのではなくて、各市町による土地利用のあり方や地域の特徴を踏まえまして、漁業者のコミュニティーが中核となり再生していくことが重要でございます。このため、しっかりとしたそうしたモデル、経営モデルをつくって生産性の向上を図っていくというふうなことは考えていかなければいけないというふうに思っております。そういうことも考えながら、しっかりとサポートさしていただこうと思います。

（再質問）畠山和純

この鮪立の防潮堤が計画されているすぐ後ろに、カキの養殖業者がおりまして、ここが一生懸命自立再建をいたしました。それでいろいろな全国からの御支援をいただきながら、新たに被災した自宅を改造して民宿をつくりました。工場も再建いたしました。ホタテ、カキは再生いたしまして、実は新製品も開発しております。知事が常々おっしゃっております、生産から流通販売、新製品の開発、そして販売所の経営、宿泊施設まである、要するに六次産業化に成功したわけであります。今、この民宿は全国的に大変関心を呼んでおりまして、大勢の人が交流しております。被災した、大変寂しくなった地域に将来への明るいともしびがともったわけであります。知事、このことをどういうふうに評価いたしますか。

（答弁）村井嘉浩知事

非常にすばらしい事例だというふうに思います。

（再質問）畠山和純

この民宿は、防潮堤から数十メートル離れております。九・九メーターの防潮堤ができますと、ここの食堂から海が見えません。オープンテラスからも海が見えません。この民宿の最大の魅力でありますこの鮪立というすばらしい自然景観、これまで培ってきた歴史・文化、こういったものに触れることができないのであります。こ

のことについてどう思いますか。

（答弁）村井嘉浩知事

そのこと一つとりましたら、大変、ある意味残念なことではあると思います。しかし、何を最優先にするかということだということで、私どもは、やはり命を守るということを最優先すべきだというふうに考えてます。また、この一つの事例だけとると大変なことでありますけれども、しかし、この国の中に、同じようにいろんな建物が建ったり、構造物が建つことによって景観が変わるといったような事例は枚挙にいとまがないわけでございますので、ぜひそれは、全体の利益のために御協力をいただきたいというふうに思います。大島の方で、民宿が、場所が移られて、山の方に移られたというようなこともございます。海の見える場所に移られたということもありまして、ぜひいろんな工夫はあろうかと思いますので、御協力をいただきたいと思います。

（再質問）畠山和純

全国の例を聞いてるんじゃないんです。鮪立漁港という小さい集落なんです。ここの基幹産業なんです。いいですか。ここのおかみさん言ってんです。大島の人が民宿が山の方に移ったっていうの。ここは民宿の専業なんです。この地域のこのおかみさんはカキの生産者なんです。ホタテの生産者でもあるんです。日常的には、向かい側で作業をしている人たちの、お父さんが、自分の主人が働いている様子をいつも見ながら生活してたんです。海上での安全性であるとか、船が帰ってくるとか、荷物を積んできたとか、そういうことが全部、これは沿岸漁業にとっては大事なことであります。危険性を察知するということ、湾内の。そういうことが全くできなくなってくるわけであります。この人たちとっては生活基盤が失ってしまうわけであります。山手へ引っ越せということですか。

（答弁）村井嘉浩知事

決して引っ越せと言っているわけではございません。畠山議員は、まるで、その人の声がすべての地域の声を代表しているようなことをおっしゃいますけれども、私のところには、防潮堤をつくるべきだという鮪立の人の声も届いています。したがって、私は、その人の声も大切な住民の声ですけれども、つくってくれという声もあ

るということ、その点はぜひ御理解いただきたいと思います。

（再質問）畠山和純

だから、私こうして質疑してんですよ。鮪立の人たちが住民アンケートをとったらば、七割以上の人が何とか下げてもらえないかと。三割ぐらいの人が高いのでいいんじゃないかという意見なんです。その七割の人の中の半分ぐらいは、堤防は全く要らないという人たちなんです。だから、今、その中で意見が混乱してしまっていて、なかなか収拾がつかないという状況なんですよ。私は、被災した直後の鮪立の避難所へ行ったんです。みんなが肩を寄せ合って一つになって、みんなで必死になって生きていくんですよ。まさにきずなが芽生えたわけですね。私は、その姿を見て、ここに決してそのきずなを壊れるようなことがあっていけないということをいつも思ってるわけなんです。だから、そこで、その意見の調整をしたいということで、ずっとこういう質疑してるわけなんです。だけど、知事は、この一方の話しかないんです。私は、この地域の人たちの意見をいろいろ聞いて、そしてここで質疑しているわけです。その三分の一の人の言うことしか聞けないということなんですか。

（答弁）村井嘉浩知事

繰り返しになりますが、L1の津波に耐え得る防潮堤をつくるということで、あとは工夫次第で幾らでもやり方あるというふうに思ってます。畠山議員は全部御存じですけれども、私どもが今提案してるのは、防潮堤、道路をつくって、道路を兼ねた防潮堤ということで、上に車が走るようにして、しかも海に乗り越えるのに大変だということで通路もしっかりつくって行き来もできるようにするということで、相当工夫をしております。更にもっと工夫をしろということでございますので、我々としては、更に使い勝手のいいように工夫をすることはいたしますが、そこはどうしても、ほかの地域もみんなそれでやっておりますので御理解をいただきたい。決して、どっかに移れというようなことを言ってるわけではございません。

（再質問）畠山和純

こういう漁村集落では、交流人口をふやして過疎化を防ぐということが、でも、巨大防潮堤の出現によってそのことが阻害されるということは、私はあってはならないと思います。

唐桑半島はジオパークに指定されて、そして、エコツーリズムのモデル地域に指定されました。エコツーリズムの基本コンセプトは、自然景観を大切にする、自然を大切にする、環境を大切にするということであります。しかし、唐桑半島には二十数カ所の防潮堤、十一メーターの防潮堤が何カ所かと、九・九メーターが何カ所、十二カ所ぐらいができるわけであります。エコツーリズムで、このまちを歩いた人はその防潮堤に囲まれた中を歩くわけですね。鮪立の場合は道路ができますから、その上を歩くことはできますけれども、東側の国立公園ジオパークの方には、例えば大理石海岸なんていうところが指定されておりますけれども、この入り口にも十一・五メーターの堤防が計画されております。町全体の経済の活性化とか将来の生きる道とか、そういうことも、知事は国が決めた設計津波高の話しかしませんけれども、国の方では総合的に判断をして、整備の段階では高さを考えなさいと言っているんですよ。なぜその考え方が採用できないのか、私は理解できないんです。その設計高だけは L1で必ず大事なんですよと。これは水かけ論ですからもう聞きませんけれども、全体の生活基盤を失ってしまう、それでもやっぱり基本設計高は変えられないということですか。

（答弁）村井嘉浩知事

生活基盤に影響のないように、本当にいろいろ工夫はさしていただこうと思っております。防潮堤の後ろに土を盛って、木を植えるといったようなことをしたり、全体を高くしたり、本当にいろんな工夫はさしていただこうと思ってます、してます。今回の件も、道路をつくって、道路という形で使わせていただけないかというような工夫も提案さしていただいてます。できるだけの知恵は出してまいりたいと思いますので、ぜひその点について御協力いただき、御理解いただき、一緒に知恵を出していければというふうにお願いをさしていただきたいと思います。

（再質問）畠山和純

基本設計高、津波設計、国が示した、それで県がシミュレーション値を出したのでは、鮪立漁港では、七・五メートルの防潮堤があれば、浸水は、L1防げるんですね。浸水、七・五で防げるのに、何で九・九が必要なのか。

（答弁）村井嘉浩知事

ちょっと議員の皆さん、何を、どういう議論しているかわからないと思いますので、今、鮪立の問題出てますけれども、今回は、我々は、千年、六百年に一度と言われるL2の津波は基本的には防潮堤で守れないと。L1の津波、つまり百数十年に一回、五、六十年に一回来る津波は防潮堤で守ろうということで、L1の防潮堤をつくるということにしております。鮪立は、過去は大体四メーターぐらいの、百年に一回、五十年に一回、四メーターぐらいの津波が来ております。地元の人たちは、四メーターの津波が来ているから五メーターで、防潮堤五メーターで十分じゃないかと言われています。しかし、これは内陸までずっと浸透していって四メーターですので、狭いところ、湾のところでとめると当然高くなりますから、我々の計算では、七・五まで津波が来るということになっています。先ほど畠山議員おっしゃった七・五というのは、そこです。それにプラス一メーター、これは宮城県が独自に、国がそれでやってもいいということなんで、余裕高というのを設けて八・五というのが実は鮪立の個別高、鮪立に該当する高さでございます。ただ、あの辺は地形が非常に入り組んで複雑な地形だということ、また、地震の震源地、地震の大きさ、気象条件によって、かなり状況が変わってくるというのが我々の考え方で、実はその鮪立の両脇の港は九・九という高さになっております。したがって、あの辺の地域だけは、特例的にユニット海岸という方式をとりまして、鮪立を含んで八つの港の中で一番高い高さ、九・九がより安全じゃないかということでお示しをしているということでございます。それに対して畠山議員は、七・五でいいのに、何で九・九というそんな高さにするんだという質問をされているということでございます。

（再質問）畠山和純

要するに七・五メーターを九・九にしたのは、両隣の漁港の高さに合わせたということなんですね。

（答弁）村井嘉浩知事

両隣というか、八つの港の中で一番高い高さに合わせたということでございます。ユニット海岸の考え方を取り入れたということであります。

（再質問）畠山和純

国の手引書では、ユニット海岸の中であっても著しく高さが異なる場合、このことを証明できる場合には個別海岸として考えてもいいんですよという、そういう方針がありますよね。この前の津波の高さは、隣の小鯖港は大体十六メーター、鮪立港は十メーター。六メーターもの違いがあるんですね。明治三陸のときにも、この前に話しましたけれども、三メーターと四メーターの違いがあるわけです。明らかにその津波の入り方が違うんですね。ですから、鮪立の人たちは、五メーターが正しいかどうかはいずれにしましても、四メーターしか来ないところに、その倍以上の高さですから、九・九は。これはだれが見てもおかしいと思うんですよ。そして、さっき話したように、この津波の高さがこの地域の生活基盤まで全部変えていくんですよ。ただ、どうしても下げてもらいたいというその願いの人が七〇％を超してるんです。今の知事の説明によりますと、七・五メーターにしても基本的にL1の浸水域は守るということになります。それはいろんな条件を加味すればという、それはまた想定外でありますから、基本的には想定されるものはそれで十分だということになると思いますけれども、いかがでしょうか。

（答弁）村井嘉浩知事

畠山委員からそういう建設的なお話が出るのを首を長くして待っておりました。七・五というところを発射台に議論をするというのは、これは理論的に、我々もおっしゃってることは非常によくわかるんです、五メートルと言われると、これはもう全然議論することが全くできない。そういう意味では、七・五を発射台にして議論をしろということであれば、これは当然、我々としても理屈として成り立つ議論でございますので、これはいろいろ、これからそこをスタートにして話し合いをさせていただくことは大いにありがたいことだというふうに思っております。

（再質問）畠山和純

三年間質疑を続けてきて、初めて気持ちが合いました。ありがとうございます。それが私は知事の柔軟な姿勢だと思っております。

それで、この七・五メーターを基本にしてという考え方は私は当然だと思っておりますけれども、鮪立の皆さんが五メーターと言った根拠は、津波高の四メーターもありますけれども、なぜこの小鯖港との違いがあるんだ

ろうというのが最大の関心事なんですね。湾口にどうも大きな根があって、これが海底の条件があって、そこで津波を下げてんでないかなということなんですね。それで行政の方に聞きましたら、何メーターメッシュで津波のハイテクの想定してんだと言いましたら、十メーターだという話でありました。鮪立のまちづくりを手伝っておられる大学の先生方に伺いましたら、十メーターメッシュでは、あのぐらいの海底の様子というのは正確にシミュレーションに反映されないので、もしできるんであれば一メーターメッシュぐらいの再シミュレーションをしてもらってはどうかというふうな提案もありました。

それから、時間がないので急ぎますけれども、実は、この話は提案されてませんけれども、その根から鮪立に入ってくる左舷と右舷、両側に岩礁が連なってんですよ。これも、何も資料にはないと思います。これは今まで出ていませんから。それで、幾重にも岩礁があるんです。これが干潮のときになってくると、全部水の上に出てきます。ですから、潜堤がこう五列も六列も並んでいる状態が左右なんです。これは当然、津波シミュレーションに大きな影響を与えると思いますけども、これは全く評価されておりません。それからもう一つ、鮪立港のもっと内側に入り込んできますと、左側に小さい防波堤があります。これは砂浜をなくすのを防ぐための防波堤であります。これを湾港防波堤のかわりにしてこの高さを高くする、長さを十メーターほど延ばして航路の邪魔になんないようにする。このことも津波の高さを低くできるんではないのかなと地区の人は考えておりますし、私は考えております。こういったことを一つ一つ積み重ねていって、再シミュレーションをして、高さを下げる努力を誠意を持ってしてもらいたいと思うんです。　L1の考え方は、皆さん理解しております。私もそれでいいと思っております。それでその高さを、ですから国が示してあります特殊堤防堤の考えでありますとか、それから個別海岸にする考え方とか、それから、整備の段階では暫定的な高さにすると、そういうふうなことも踏まえて、いろいろな最終的に検討していただきたいと。それが誠意を持って住民説明をするということだと思いますけれども、今の提案についての考え方をお聞かせください。

（答弁）村井嘉浩知事

今いろいろ御提案をいただきましたけれども、しっかりとチェックはさしていただきたいと思います。ただ、当然財源に限りがありまして、これは貴重な国民の税金を使って行う事業でございますので、何もこれもあれもこれもというのはなかなかいかないということは、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。その中で、

許される範囲内でできるだけの知恵を出していくということであります。先ほどの七・五も、七・五で決まりではございますせんので、それを発射台に議論をすると言っただけでございますので、間違っても七・五で決定というようなことにはなっておりませんので、御理解いただきたいと思います。

（再質問）畠山和純

私は、七・五から限りなく五メーターに近づけてもらいたいというのが要望であります。そのための、今財源の話ありましたけれども、この鮪立港は、当初の予定は、湾全体に九・九メーター張りめぐらすという、これはとんでもない話だというんで、知事に来てもらって、現地を見てもらって、それはやめようという。そのときの予算が五十億なんですよ。今回、道路をつくって九・九でやりますよという予算は、二十億ぐらいと聞いております。これは三十億もここで削減したんですよ。ですから、今、財源がという話ありましたけれども、そのぐらいのお金は何千万かでできると思うんです。調査、何百万とかですね。それから、新しい施設についても、そんな巨額なお金はかからないのではないのかなと思って、まずは地域の皆さんが思っている再シミュレーション、それから海底状況の調査、これをしっかりやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、今、ちょっと知事のお話の中にありましたけれども、道路を堤防を兼ねてつくっていく。これは私いい案だというふうに思っておりますけれども、後ろ側を盛り土してという、これについてのそれこそ財源というものはきちっと手当てできるんでしょうか。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

場所と形態によると思いますが、国の方でも、いわゆる緑の防潮堤整備ということで、防潮堤背後に盛り土をして植栽をするというような制度を今考えておられると思いますので、そういったものがうまく適用できれば実現できるかと思います。

（再質問）畠山和純

わかりました。後ろを盛り土して、堤防の高さが少し下がっていけば自然のような形での集落の形成というのはできると思いますので、ぜひその辺はお願いをしたいなというふうに思っております。

実は、あした、鮪立地区で、きょうの報告会をすることにしておりました。知事が極めて柔軟な姿勢を示したということを報告したいと思いますけれども、それでよろしいですね。

（答弁）村井嘉浩知事

七・五が発射台ですから、上に上がるんですからですね。発射台という上に上がるということで、下に潜るんじゃない。潜水艦じゃありませんので。発射台ですから上に上がるということで、非常に柔軟な姿勢を示したと言っていただけるのは大変ありがたいことでございますけれども、あくまでも打ち上げですから。それだけは間違いないようにお願いします。

（再質問）畠山和純

また、かみ合わないことになってしまいますけれども、いろいろな海底条件があるんですよ。潜堤とみなされるものもあるんです。それもしっかり評価して、このぐらいの高さだよという、そういう科学的な根拠を示すということを前提としてもらいたいと思います。

（答弁）村井嘉浩知事

いろいろこういうことを調べてくれということについては、可能な限り御協力はさせていきたいと思います。

（再質問）畠山和純

そこに科学的な根拠があれば下げることも可能だというふうに理解しておりますけれども、これは答弁は要りません。それで、次の質問に移りますけれども、実は、避難計画のガイドラインを見てまして驚いたのは、国も、避難路、避難が一番大事だということ、これは先ほど知事からも表明がありましたけれども、地域では、この避難路の予算がつかないということで、実は全市町が、我々大規模、調査に行ったときもそういう要望が出ておりました。これについて、もう少し県も積極的に国に働きかけていただいて、浸水域にしか予算つかないんですね。避難施設とかそれから緊急避難場所というのは全部安全な地帯にあるわけなんですね。そして、その浸水しないところの改良の予算がつかないという話になります。その辺についての知事の見解を求めます。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

今の津波避難道路についての御質問ですが、基本的に復興交付金で今整備をするということで国と調整をしておりますが、御指摘ありましたように、防災集団移転事業とか土地区画整理事業、面整備と一体になって整備する道路、それから L2津波の想定浸水エリアから高台に逃げる場合にアクセスする道路、もう一つ、孤立集落解消のために必要な道路ということで、今三つの条件で交付の対象になっています。既に、県道で言いますと、五路線七カ所、あとそれから町道でも、比較的多くの町道が採択になっているんですが、残念ながらまだ財源が確保されていない要望箇所もあります。そこは社会資本整備総合交付金の復興枠というところで採択していただけるように国と調整中でございまして、国の方もこれについてはある程度前向きに対応していただくという状況になっております。

（再質問）畠山和純

はい、わかりました。我々も一緒になって国の方に働きかけてまいりますけれども、ことし最大の課題だろうなというふうに思っております。

それから、気仙沼内湾、これについてはフラップゲートの採用ということで、それで町の方も住民の人たちも納得をしたようでありますけれども、知事ね、皆さん喜んで納得しているわけじゃありませんからね。これはもうしようがなくて、これならやむを得ないなということで合意したということは改めて認識しておいてもらいたいんですけれども、その内湾に堤防ができます。陸閘ができます。それで津波警報が出て陸閘は早く閉めなくていけないこと、今度規則でなりました。そうすると海で働いている人はどうやって逃げんのかなということであります。通常その場合は、はしごとか階段がついてるんですけれども、これはいわゆる要支援者等がいた場合には全く役に立たないんですよ。この辺の対策についてどういうふうに考えておられますか。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

そういった部分についてはバリアフリーとかユニバーサルデザイン的な要素を加味しながら、やはり何らかの形で避難できるように整備していかなければならないというふうに考えております。

（再質問）畠山和純

それで、フラップゲート、これは、陸閘の場合は警報が出たらすぐバシーンと閉めますね。フラップゲートの一番いいところは、津波が来て初めて扉が閉まるんですね。ですから、通常でありますと、その陸閘を閉めに、自動化も要らないし、閉めにいく手間もかからない、非常に合理的な方式じゃないのかなというふうに思っております。それで、例えばこの内湾の出入り口付近でありますとか、それから、ふだん陸閘が閉めたりするのに一番困んのが魚市場、魚市場のようなところの出入りする場所にはこのフラップゲートを採用した方が非常に合理的ではないのかなというふうに思っていますけれども、この辺についてはいかがでしょう。

（答弁）村井嘉浩知事

例の防潮堤の上のフラップゲートというのは全国で初めてでございますが、あれは余裕高分ということで、しかも高さが一メーターだったので何とかなるだろうということでゴーサインを出しましたが、今おっしゃった部分につきましては、相当大きな陸閘部の部分をフラップゲートでということになります。残念ながら、技術的にまだこれについては確証を持てる段階まで至っておりませんので、そこにもし何らかの形で機能しなかったときには、津波が全部そこに集中してしまいますから、残念ながら、ちょっとこれは技術的に難しいというふうに考えております。

（再質問）畠山和純

神戸市が採用している、これは電動式なんだけれども、フラップゲート、これはもう既に採用されてますね。それから広島県の漁港にもあるというふうに聞いていました。ですから、私は、一番これがオープンゲートで非常にいいなと思うのは、景観上も非常にすぐれていることもあるしと思うんで、これはぜひ検討は続けていただきたいと思いますけども、どうですか。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

先ほど知事もお答え申し上げましたように、一メートルの余裕高分のフラップゲートにつきましては、あくまでも余裕高ということでの、不確実性はある程度内包しながらもやっていけるだろうということで判断してます。

ただ、どうしても陸閘の部分になりますと、津波が押し寄せてくる際の完全な浸水域にかかるということは最初からわかりますので、そこについては確実に津波を防ぐという構造に持っていくべきだろうと思います。まだ相当大きなフラップゲートについての検証がなされてないということもありますので、今の段階で我々がそれに踏み切るというのはなかなか難しいかなと判断しております。

（再質問）畠山和純

理解はしますけれども、フラップゲート、内湾の防潮堤の上、つけたのも、津波来るまであくかあかないかわかんないですからね。そういう不確実性はあるのかなとは思います。しかしそれを言いますと、いろんなものが全部採用できなくなってしまいますから、なるべく効果的なものは積極的に使っていいのかなというふうに思っております。

泊崎半島線、県道ですね、ここが何カ所か浸水して、道路が災害復旧で始まってます。工事が入りました。まあなかなかできないんですけれども。それで今、問題は、被災していなかったところも、今、漁港のこういう道路工事で大型のダンプがいっぱい毎日通ってきたりしまして、被災したとこと同じくらい損傷してるんですね。だけど、災害復旧の対象にならないということなんですね。ここは避難路としても非常に重要でありまして、一体的な改良というものを地域の人は求めてるわけですけれども、これについてはどういうふうに対応しますか。

（答弁）村井嘉浩知事

財源の問題もございますけれども、鮪立漁港で畠山委員が一生懸命汗を流してくださるというお話をいただきましたので、前向きに頑張ってまいりたいというふうに思います。

（再質問）畠山和純

何か風向きが随分変わってきたような。

ついでじゃないんですけれども、これもぜひ前向きに検討してもらいたいんですけれども、同じこの泊崎線から、実はここの道路が使えなくなりました。ほかの町道も使えなくなったもんですから、この名足、中山地区の皆さんは、被災後に、自分たちで幅員六メーターの道路をつくって、ここを利用して行ったり来たりしてました。

ここへ自立再建で今既に住居が三軒か四軒ほど建っております。そしてこの後、八軒か九軒建つ予定。これ全部自立再建のお家なんですよ。ここに集落が新しくできております。高台なんですね。しかし、この道路が、とりあえず六メーターつくったんですけれども、配管もなければ何もないわけなんですね。これを実は町の方に町道に昇格させてほしいという地域からのお願いがありました。復興局の方に尋ねましたら、なかなか国としては財源のお手伝いはできないよというふうな話でありますけれども、まさに先ほど話があった、孤立するおそれがある集落でありますとか自立した集落、みんな個人負担で全部やってるわけなんですね。そこに公の、被災金のほかの公のお金は全然行ってないということでありますから、これはぜひ県もしっかり対応していただいて、町道として使えるようにしていただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

（答弁）土木部長（遠藤信哉）

今御指摘のとおり、地元の方が自主的につくられた道路ございますが、残念ながら、まだ町道に認定されてないということで、当初、南三陸町も難色を示されたんですが、何らかの形で町道に認定できるような方向は検討していきたいというふうに伺っています。我々も、町道になりましたら社会資本整備総合交付金等の国の補助金を活用して道路整備ができるように支援してまいりたいと考えております。

（再質問）畠山和純

よろしくお願いいたします。最近、空き仮設住宅がふえてまいりまして、これもいろいろ課題は残っているわけですけれども、先日河北新報の記事に、岩手県の方では、空き仮設を民間の方に貸し出すと、実費を取って一年交代で貸し出しますというふうな話がありました。

それで、この前、気仙沼の水産加工の皆さんから、仕事を手伝いに戻ってきたいんだけれどもアパート借りられないという話、仮設使えないかというふうな問い合わせがありました。この件については国の通達があったようでありまして、柔軟な対応をということでありまして、県の方でもいろいろ各市町の状況を調査していると聞きました。この辺、対応について伺いたいと思います。

（答弁）保健福祉部長（岡部敦）

御指摘のように、岩手県の大槌町から復興大臣の方に要請があったことを契機にいたしまして、二月の十四日付で、本来の仮設の利用や集約撤去の妨げにならないということを条件に、被災者以外の方に入居させることが可能になるということ等の通知はいただいております。現在、市町の状況が大分違ってきてもおりますので、今、意向を確認させていただいているところでございます。各市町の方でも民有地の返還とかいうことも出てきておりまして、集約化の方がかなり厳しい状況にあるということで、その辺も十分考慮した上で御回答いただくということになっております。

（再質問）畠山和純

私は、しっかり、どのぐらいの需要があるのかということは調査しておりませんので、まあ、二社ぐらいの人から言われた話でありますから、実際にはどのぐらいあるのかわかりません。しかし、やはり柔軟な対応というものが必要かなと思っております。あとは市町の判断になると思いますけども、この辺についてもよろしくお願いしたいなと思います。

それでは最後に、きょうはここまで行くかどうか自信なかったんですけれども、知事のおかげで最後まで行くことができます。広域防災拠点整備について、設計費が基本的によくわからないんですよ。何がわからないかといいますと、宮城県は、宮城県の災害費という大規模災害というのはほとんど津波なんですね。一、二、三、四、五ぐらいまでですか。あとは、何人かの方が亡くなるんですけれども、洪水であるとかそういったものが次につながってくるわけなんですね。そもそもどういうふうな災害、宮城県の、これをシミュレーションして、この広域防災センターが必要だということに至ったのか、その辺について伺います。

（答弁）村井嘉浩知事

この災害を想定してということではございませんで、ありとあらゆる災害、特にたくさんの物資、たくさんの人が宮城県に来るといったような場合を想定したということであります。

（再質問）畠山和純

今回、現地の対策本部で次の日感じたのは、これも一般質問で取り上げましたけれども、ヘリコプターの要す

るに初動ですね。救命救急にすぐ行かなくちゃいけない。その救助活動が頻繁に行われるわけですね。この宮城野原を基地にした場合、これは非常に不合理というか、時間とかそういったものに対してね。ここは浜崎ですから、雄勝だったり、唐桑半島であったり、大島であったりするわけですね。より近いところに基地が置かれるべきではないのかなというふうに思っているんです。ヘリコプターなんかの場合は、仙台で給油して、わあっと飛んでる間にこう戻ってガソリンがなくなってしまうみたいな形では、スムーズな救助活動なんかできないだろうなあなんていうことであります。きょうは時間がありませんが、議論できませんけれども、そういったこともいろいろこの後検討して、これからまたいろいろ質疑はしてまいりたいと思います。

今日は、これで終了いたします。ありがとうございました。